

I 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

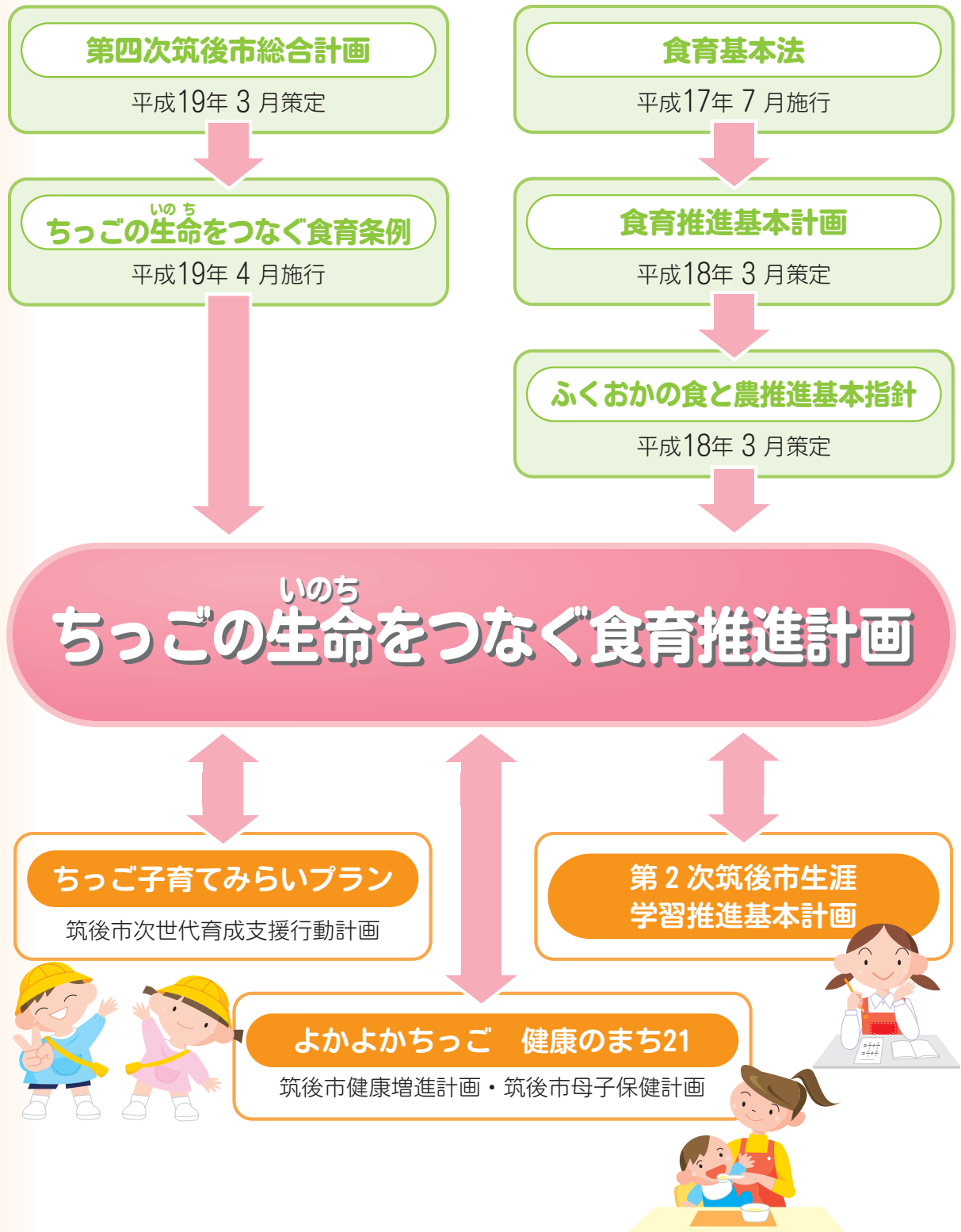
市では、平成19年3月、筑後市の特性をいかした「食育」を推進するため「ちっごの^{いのち}生命をつなぐ食育条例」を制定しました。条例では、筑後市における食育推進の基本理念を定め、市・市民・関係者等の責務を明らかにし、健康でいきいきとした市民生活と活力ある地域社会づくりを目指しています。

この計画は、条例第12条により、食育推進の施策を総合的かつ計画的に進めていくために、国の食育推進基本計画及び県のふくおかの食と農推進基本指針に基づき、具体的な方向と取り組みを定めるものです。

食をめぐる総合的、体系的、多角的な取り組みにより、健康づくりの主体となる市民自らが食に関する高い意識をもち、子どもから高齢者まですべての市民による自主的な運動として進められることを最終目標とし、ここに「ちっごの^{いのち}生命をつなぐ食育推進計画」を策定します。



2 計画の位置づけ



3 計画期間

本計画の期間は、平成20年度から平成24年度までの5か年間とし、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。